

# 第6回北区環境審議会議事要旨

日時：平成20年1月30日（水）14：00～14：40

場所：北区役所 第一庁舎4階 第一委員会室

## 【出席者】

### <委員>

丸田頼一会長

吉川正人委員

田口重子委員

岸田辰夫委員

福島宏紀委員

鈴木將雄臨時委員

古里明瑠委員

三浦正久委員

小関和幸委員

清正浩靖委員

磯武福臨時委員

相羽真知子委員

松本晴光委員

山中邦彦委員

風間秀樹委員

### <幹事>

長田聖次環境課長

依田園子企画課長

高木博道リサイクル清掃課長

### <事務局>

環境課環境推進係

## 【次第】

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について（答申）

(2) 路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について（答申）

4. 閉 会

## 【傍聴人】

傍聴人 6 名

## 【発言要旨】

### < 議 事 >

(1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について（答申）

○事務局 前回審議会の意見をもとに、語句を訂正した。主な変更点として、「地球温暖化による地球への影響」については、「北極及び南極」の部分で「陸氷の融解」と表現を変更した。また、前回審議会で指摘のあったエアゾール及びエーロゾルの違いについては、両者とも aerosol のことであり「気体中に浮遊する固体または液体の微粒子」をさす。エアロゾルもこれに含まれ、扱う分野によって呼び方が異なる。次に、「施策の体系」の順序についても、前回の指摘に基づいて修正した。以上、訂正後の素案に答申概要を加え、答申案としたい。

○会長 説明のとおり、答申案についてご意見伺いたい。

○委員 ……(特になし)

○会長 意見がなければ、これをもって答申とさせていただきます。

(2) 路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について（答申）

○事務局 「路上喫煙の禁止等に関する考え方」については、前回審議会に示したものから変更はない。また、「路上喫煙の禁止等に関する条例の実施に関する考え方」において、前回審議会にて指摘のあった、5「過料」の「過料による抑止効果を期待して」という文言について削除した。

○委員 「路上喫煙の禁止等に関する条例の実施に関する考え方」の5「過料」についてだが、「当面は、指導員の注意、キャンペーンなど区民等への啓発に力をいれていく。」とあるが、「指導員の注意」を「指導員による注意」としたほうがわかりやすいのでは。また、指導員とはどのようなかたちで選定されるのか。

○事務局 指導員は、委託することを考えている。

○会長 文言については、どちらでも汲み取れるので問題はないのでは。

○委員 (了解)

○委員 禁止の表示は具体的にどのように行うか。他区でも、看板や路上表示があるが具体的な施策を聞かせてほしい。

○会長 具体的な施策の検討は、条例を制定してから、その後で事務局にて検討するのでは。

○事務局 事務局でも制定後に、検討を考えている。ただ、現在もポイ捨て禁止の条例により、路面表示はおこなっている。これで路上喫煙等の禁止条例が制定されれば、今後も同じような

かたちで実施しようとする。

○委員 路面のシート上に人がたつと見えなくなってしまう。大きい方がいいのでは。

○事務局 現在北区で採用しているのは、地面に張るかたちだが、はがれないようにブロックに焼いて埋め込む方法もある。小さくても数を増やす等の方法を考えながら、今後とも意見を参考にしたい。

○会長 他に意見伺いたい。

○委員 ……(特になし)

○会長 それでは、この案をもって答申したい。

#### — 区長への答申 —

#### <今後のスケジュール>

○事務局 「北区地球温暖化対策地域推進計画」については、今年度中の策定を考えている。

(仮称) 北区地球温暖化対策地域協議会については、現存する環境推進委員会を発展させたかたちで新たに立ち上げたい。また、路上喫煙の禁止等に関する条例については、2月の委員会にて報告をし、6月には上程したい。